

春日井市組合等土地区画整理事業の市助成金認定要綱

(総則)

第1条 春日井市土地区画整理事業補助金交付規則(昭和41年春日井市規則第35号。以下「規則」という。)及び春日井市土地区画整理事業補助金交付規則施行細則(昭和44年春日井市告示第28号。以下「細則」という。)に基づき補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ市長と協議を行い、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第4条及び第14条に規定する事業計画で定める市助成金について承認を受けなければならない。

(協議)

第2条 前条の協議をしようとする者は、組合等土地区画整理事業補助金協議書(第1号様式)に位置図、平面図、助成限度額算出データシート(第2号様式)その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(市助成金の総額)

第3条 市助成金の総額は、細則第5条に定める額を限度として、総事業費から次に掲げる保留地処分金等の合計額を控除した額以内で、かつ、規則第3条の補助金額(細則第4条第1項別表に掲げる費用のうち、規則第3条第1号に掲げる費用に係る算定基準の第1号を除く。)を超えないものとする。

(1) 保留地処分金

(2) 公共管理者負担金等

(3) 賦課金

(4) 負担金

(5) その他

(承認)

第4条 市長は、第2条の規定による協議書等の提出があったときは、その内容を審査し、市助成金の支出の可否及びその予定金額を決定し、組合等土地区画整理事業補助金承諾書(第3号様式)でその旨を回答しなければならない。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する

2 この要綱の施行の際、現に改正前の春日井市土地区画整理事業清算金融資産制度要綱及び春日井市組合等土地区画整理事業の市助成金認定要綱の規定に基づいて調整されている用紙類は、改正後の春日井市土地区画整理事業清算金融資産制度要綱及び春日井市組合等土地区画整理事業の市助成金認定要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の改正をして使用することがある。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要綱施行の際、現に改正前の春日井市組合等土地区画整理事業の市助成金認定要綱の規定に基づいて調整されている用紙類は、改正後の春日井市組合等土地区画整理事業の市助成金認定要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の改正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に改正前の春日井市組合等土地区画整理事業の市助成金認定要綱の規定に基づいて調整されている用紙類は、改正後の春日井市組合等土地区画整理事業の市助成金認定要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の改正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、令和３年９月１日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に改正前の春日井市組合等土地区画整理事業の市助成金認定要綱の規定に基づいて調整されている用紙類は、改正後の春日井市組合等土地区画整理事業の市助成金認定要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の改正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、令和６年９月２４日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和８年７月１日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に改正前の春日井市組合等土地区画整理事業の市助成金認定要綱の規定に基づいて調整されている用紙類は、改正後の春日井市組合等土地区画整理事業の市助成金認定要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の改正をして使用することがある。

年 月 日

(あて先) 春日井市長

申請者

住所

氏名

(申請者が複数の場合は連名とし
組合にあっては代表者)

組合等土地区画整理事業補助金協議書

組合等土地区画整理事業を施行したいので、春日井市組合等土地区画整理事業の市助成金認定要綱第2条の規定に基づき、次のとおり市助成金について協議します。

1 施 行 地 区 名

2 施 行 期 間

3 市 助 成 金 の 要 望 額

4 添 付 書 類

(1) 位置図

(2) 平面図

(3) その他

第 2 号様式（第 2 条関係）

助成限度額算出データシート

第 2 条第 1 号の地区	事業費（円）		備考（適用根拠）
	変 更 前	当初 又は 変更後	
総事業費			施行細則第 2 条
(1) 保留地処分金			
(2) 公共管理者負担金			
(3) 賦課金			
(4) 負担金			
(5) その他			

1 助成限度額総括表

区 分	項 目		助 成 限 度 額 (円)		備 考 (適用根拠)	
			変 更 前	当初 又は 変更後		
事 務 費			※1 g	※1 a	規則第3条第1号	施行細則第4条別表
調査設計費			※1 h	※1 b		
築 造 費	合 計		i	c	規則第3条第2号	施行細則第4条別表
	都市計画道路		※1	※1		
	道 路		※1	※1		
	透水性舗装		※1	※1		
	公 園		※1	※1		
	調 整 池		※1	※1		
	下水道管布設		※1	※1		
補 償 費	合 計		j	d		
	都市計画道路		※1	※1		
	道 路		※1	※1		
用 地 費	合 計		k	e		
	都市計画道路		※1	※1		
	道 路		※1	※1		
	公 園		※1	※1		
	調 整 池		※1	※1		
	下水道管布設		※1	※1		
	15%超用地		※1	※1		
当 分 の 間	合 計		l	f	施行細則附則第2項	
	用地費		※1	※1		
	都市計画道路	築造	※1	※1		
		補償				
	透水性舗装		※1	※1		
	5mを超え8m以下の道路	築造	※1	※1		
		補償	※1	※1		
	8mを超える道路	築造	※1	※1		
		補償	※1	※1		
総 合 計			g+h+i+j+k+l	a+b+c+d+e+f	助成限度算出額	
助 成 金 の 総 額					市助成金認定要綱第3条	

区分	助成限度算出額 (円)	市助成限度額 (円)	助成済額 (円)	未助成額 (円)
事 務 費				
調査設計費				
築 造 費				
補 償 費				
用 地 費				
合 計				

2-1 事務費

事 務 費 (円)			対 象 額 (円) $d = a - b - c$	助 成 率 (%)	助 成 金 (円) $d * 4 / 100$
事業計画書 a	基本事業費 b	公共施設管理者 負担金 c			
				4	

2-2 調査設計費

施行認可、設立認可 までの経費 e	調査設計に要する費用 (計画、換地、測量、設計、補償、施工管理)				合計 (円) $j = f * g$
	対象額 (円) f	助成率 g	未執行額 (円) $h = j - i - e$	既執行額 (円) i	
		1/2			

3－1 道路：路線別平均単価算出表

区 分	道 路		水 路	道 路
	国 有 地 (㎡)	対象幅員 (㎡)	国・市有地 (調整池を除く) (㎡)	幅員8 m 以 下 (㎡)
整 理 前	a	b	c	—
整 理 後	—	—	d	e

用 途	指 数 (%)		変 動 率 (%) $i=h/g*100$
	設 立 時 g	事 変 時 h	
f			
工 業 地			※ 2
住 宅 地			
商 業 地			

道路名称 j	幅 員 (m) k	延 長 (m) l	総 面 積 (㎡) $m = k*l$	地帯化単価 (円) n	用 途 f	変 動 率 (%) i	修正地帯化 単価 (円) $o = n*i$	総用地費 (円) $p = m*o$	平均単価 (円／㎡) $q = \Sigma p / \Sigma m$
									※ 3
合 計 Σ				—	—	—	—		

3－2 道路：路線別の用地費、補償費、築造費算出表

道 路 名 称 J	対 象 幅 (m) s	補 償 費 (円) w	築 造 費 (円) x
都市計画道路	$S = r$	$\Sigma y \geq 0$	$\Sigma x > 0$
区 画 道 路	$s = r-8.0$	$\Sigma y = 0$	$\Sigma x = 0$

道 路 名 称 j	幅 員 (m)		総 延 長 (m) t	助 成 対 象							
	全 幅 r	対象幅 s		面 積 (㎡) u = s*t	平均単価 (円／㎡) q	用 地 費 (円) v = u*q	番 号	補 償 費 (円) w	助 成 率	補 償 費 (円) w	築 造 費 (円) x
合 計 Σ				y	—		—	—	—		

3－3 道路：控除用地費算出表

区 分	控 除 区 分	控除面積 (㎡) z
d > 0	a+b ≤ e	0.0
	a+b > e	(a+b) - e
d = 0	a+b+c ≤ d+e	0.0
	a+b+c > d+e	(a+b+c) - (d+e)

道 路 名 称 j	控 除 用 地 費		
	控 除 面 積 (㎡) z	平 均 単 価 (円／㎡) q	控除対象費用 (円) a' = z*q
計	—	—	—

3－4 道路：用地費、補償費、築造費総括表

道 路 名 称 j	用 地 費			補 償 費 (円) Σ w	築 造 費 (円) Σ x	合 計 (円) e' + f' + g'
	控 除 費 用 (円) b' = a' の最大値	対 象 費 用 (円) Σ v	助 成 費 用 (円) c' = d' - b'			
計	—	d'	e'	f'	g'	

3－5 道路：事業計画変更による用地費、補償費、築造費総括表

道 路 名 称 j	助成対象 面 積 (㎡) h' = Σ y-z	用 地 費			補 償 費		築 造 費	
		助成済面積 (㎡) i'	助成済額 (円) j'	助成限度額 (円) (h' - i') / h' * e' + j'	助成済額 (円) k'	未助成額 (円) f' - k'	助成済額 (円) l'	未助成額 (円) g' - l'
合 計 Σ								

4 舗装：透水性舗装

種 別	舗装面積 (㎡)	100 ㎡単価 (円)	直接工事費 (円)	間接工事費 (円) $g = d+e+f$			工 事 費 (円) $h=(c+g)$ $*1.05$	築造費 (事業計画変更時に記入)		
				共通仮設費	現場管理費	一般管理費		助成済面積 (㎡)	助成済額 (円)	助成限度額 (円)
	a	b	$c=a*b/100$	d	e	f				
密粒舗装 i			※6	※6	※6	※6		k	l	$(a-k)/a$ $*h+1$
透水性舗装 j										
増 加 分 j-i										

5－1 公園：公園別用地費算出表

施行地区面積 (㎡)	a
整理前の市有地 (公園) (㎡)	b

用 途	指 数 (%)		変 動 率 (%) $f=e/d*100$
	設 立 時	事 変 時	
c	d	e	
工 業 地			※2
住 宅 地			
商 業 地			

公園名称	公園面積 (㎡)	総 面 積 (㎡)	地帯化単価 (円)	用 途	変 動 率 (%)	修正地帯化単価 (円)	総用地費 (円)
G	$h = \Sigma i$	i	j	c	f	$k = j*f$	$i*k$
合 計	Σ		—	—	—	—	1

5－2 公園：用地費、築造費総括表

公園名称 G	公園面積 (㎡) h	総用地費 (円) l	平均単価 (円／㎡) $m = \Sigma l / \Sigma h$	造 成 費 (円) n
			※3	
合 計 Σ				

区 分	助 成 面 積 $r = (p \text{ 又は } q) - b$
$p \leq q$	p - 整理前市有地（公園）
$p \geq q$	q - 整理前市有地（公園）

施行地区 面 積 (㎡) A	必 要 公園面積 (㎡) $o = a * 0.03$	3 %を越える 面 積 (㎡) $P = \Sigma h - o$	助成限度 面 積 (㎡) $q = a * 0.01$	控 除 面 積 (㎡) b	助 成 対 象				
					助成面積 (㎡) r	平均単価 (円／㎡) m	用 地 費 (円) $s = r * m$	造 成 費 (円) Σn	合 計 (円) $s + \Sigma n$
	※4		※4						

5－3 公園：事業計画変更による用地費、築造費総括表

公 園 名 称 G	公園面積 (㎡) H	用 地 費				築 造 費	
		助成面積 (㎡)	助成済面積 (㎡)	助成済額 (円)	助成限度額 (円)	助成済額 (円) v	未助成額 (円) $\Sigma n - v$
		r	t	u	$(r - t) / r$ $*s + u$		
合 計 Σ							

6－1 調整池：調整池別用地費算出表

区 分	面 積 (㎡)		用 途	指 数 (%)		変 動 率 (%) $f=e/d*100$
	整理後に調整池 になる土地 (市有地)	市 有 地 (調整池)		設 立 時	事 変 時	
				d	e	
整 理 前	A	—	工 業 地			※2
整 理 後	—	b	住 宅 地			
			商 業 地			

調整池名称	調整池面積 (㎡)	総 面 積 (㎡)	地帯化単価 (円)	用 途	変 動 率 (%)	修正地帯化単価 (円)	総用地費 (円)
G	$h = \sum i$	i	j	c	f	$k = j*f$	$l = i*k$
合 計	Σ		—	—	—	—	

6－2 調整池：用地費、築造費総括表

調整池名称	調整池面積 (㎡)	総 用 地 費 (円)	平 均 単 価 (円／㎡)	築 造 費 (円)
g	h	l	$m = \sum l / \sum h$	n
			※3	
合 計	Σ			

調整池面積 (㎡) Σh	控 除 (㎡) a	助 成 対 象				
		助 成 面 積 (㎡)	平 均 単 価 (円／㎡)	用 地 費 (円)	築造費の1／2 (円)	合 計 (円)
		$o = \Sigma h - a$	m	$p = o*m$	$q = \Sigma n / 2$	$p + q$

6－3 水路：水路別用地費算出表

区 分	面積 (㎡)	流量 (m³/s)	指 数 (%)		変 動 率 (%) $h=g/f*100$
	水 路 (調整池を除く)	地区外流入量 地区内外流出量	設 立 時	事 変 時	
整 理 前	a	—	e	f	g
整 理 後	b	c d	工 業 地		
			住 宅 地		
			商 業 地		

			※2
--	--	--	----

水路名称	水路面積 (㎡)	総 面 積 (㎡)	地帯化単価 (円)	用 途	変 動 率 (%)	修正地帯化単価 (円)	総用地費 (円)
I	$j = \sum k$	k	l	e	h	$m = l*h$	$n = k*m$
合 計	Σ		—	—	—	—	

6－4 水路：用地費、築造費総括表

水 路 名 称	水 路 面 積 (㎡)	総 用 地 費 (円)	平 均 単 価 (円／㎡)	築 造 費 (円)	流 量 比 率	負 担 増 額 (円)
I	j	n	$o = \sum n / \sum j$	p	$q = c/d$	$r = p*q$
			※3		※5	
合 計	Σ				—	

水 路 (調整池を除く)		助 成 対 象				
整 理 前 (㎡)	整 理 後 (㎡)	助 成 面 積 (㎡)	平 均 単 価 (円／㎡)	用 地 費 (円)	築造負担増費 (円)	合 計 (円)
A	b	s	o	$t = s*o$	Σr	$t + \Sigma r$
		$a \leq b$ $b-a$ $a > b$ 0.0				

6－5 下水道：用地費、築造費総括表

区 分	名 称 g 又は i	面 積 (㎡) h 又は j	用 地 費 (円) p 又は t	築 造 費 (円) q	負 担 増 額 (円) Σr	合 計 (円) p+q 又は t+Σr
調 整 池					—	
	小 計					
水 路				—		
	小 計					
合 計 Σ						

6－6 下水道：事業計画変更による用地費、築造費総括表

区 分	名 称 g 又は j	助成対象 面 積 (㎡) o	用 地 費			築 造 費		負 担 増 額	
			助成済面積 (㎡) u	助成済額 (円) v	助成限度額 (円) (o-u)/o *p+v	助成済額 (円) w	未助成額 (円) q-w	助成済額 (円) —	未助成額 (円) —
調整池		o	u	v	(o-u)/o *p+v	w	q-w	—	—
	小 計								
水 路		s	x	y	(s-x)/s *t+y	—	—	z	Σr-z
	小 計								
合 計 Σ									

7-1 その他：借入金利子補填費

総事業費	収入の部					
	基本事業費	地方特定道路 A・B・C	保留地処分金	市助成金	負担金	寄付金・その他
(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
A	b	c	d	e	f	g

(イ) 借入金利子補填費

借入金 利子支払額 (円) H	助成率	助成金 (円)
	1/2	$a > b+c+d+e+f+g \quad h*1/2$ $a \leq b+c+d+e+f+g \quad 0.0$

7-2 その他：保留地販売促進費、事務費、開発促進費（細則第4条第3号イ（ア）、（ウ）、（エ）該当）

総事業費 (円) A	実施済み額 (円) i	進捗率 (%) $j=i/a*100$

(ア) 保留地販売促進費

保留地販売 促進費 (円) K	助成率	助成金 (円)
	1/2	$j > 75.0 \quad k*1/2$ $j \leq 75.0 \quad 0.0$

(ウ) 事務費

総代会の 費用弁償 (円) L	役員報酬 (円) m	需要費 (円) n	事務委託費 (円) o	対象額 (円) $p = l+m+n+o$	助成率	助成金 (円)
					1/2	$j > 75.0 \quad p*1/2$ $j \leq 75.0 \quad 0.0$

(エ) 開発促進費

宅 地 価 格 総 額		助 成 率 (%)	年 数 (年)	助 成 金 (円)
整 理 後 (円) Q	整 理 前 (円) r			
		1.2	3	$j > 75.0$ $(q-r)*1.2/100*3$ $j \leq 75.0$ 0.0

注) 金額は1円の位までとし1円未満は切り捨て、面積については小数点2位止め、流量については小数点3位止めとしますが、それ以外の場合は以下の端数処理とする。

- ※1 この金額は10,000円単位とし、10,000円未満は切り捨てる。
- ※2 この欄については、小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。
- ※3 この金額は100円単位をし、100円未満は切り捨てる。
- ※4 この欄については、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。
- ※5 この欄については、小数点以下第4位を四捨五入して3位止めとする。
- ※6 この欄の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

8 施行面積の15%を超える公共用地の取得に要する費用

区分	面積 (㎡)	割合 (%)
a 施行前公共用地		
b 宅地 (他補助算入分)		
c 宅地 (他補助算入分以外)		
d 地区面積 (a + b + c)		

施行後公共用地 (㎡)	施行後公共用地率 (%)	施行前公共用地率 (%)	15%を超える 公共用地率 (%) $h = f - 15 \quad (g < 15)$ $h = f - g \quad (g \geq 15)$	他補助算入率 (%)	助成対象 公共用地率 (%)
e	$f = e / d$	g		i	$j = h - i$

基本事業費用地費 (円)	公管金用地費 (円)	他補助算入用地費 (円)	他補助算入用地単価 (円/㎡)	施行前単価 (円/㎡)	助成用地単価 (円/㎡)
k	l	$m = k + l$	$n = m / b$	o	$p = ((b + c * o - m) / c)$

地区面積 (㎡)	助成対象公共用地率 (%)	助成用地単価 (円/㎡)	15%を超える 用地費 (円)	他助成用地費 (円)	15%を超える用地費 限度額 (円)
d	j	p	$q = d * j * p$	r	$s = q - r$

9 幅員5メートルを超え8メートル以下の道路の築造及び幅員8メートルを超える道路の築造及び移転補償に要する費用

道路種別	道路幅員 (m)	補償費		築造費		合計 (円)
		既執行額 (円)	未執行額 (円)	既執行額 (円)	未執行額 (円)	
合 計						

10 調査設計に要する費用の2分の1

項目	既執行額 (円)	未執行額			合計 (円)
		対象額 (円)	助成率	未執行額 (円)	
調査設計費			1 / 2		

年 月 日

様

春日井市長

組合等土地区画整理事業補助金承諾書

年 月 日付けで協議のありました市助成金予定額は次のとおりとします。

つきましては、設立（施行）認可又は事業計画変更の事前協議手続き終了のうえ、土地区画整理法施行規則第1条の規定により土地区画整理組合等設立（施行）認可申請書を提出してください。

市助成金